

○性別による差別的取扱い等の調査手続に関する細則

(制定 平成19年3月26日)

改正 平成22年3月2日 改正 平成27年1月28日

第1章 通則

(目的)

第1条 この細則は、性別による差別的取扱い等の禁止に関する規則（以下「規則」という。）第12条第1項の規定に基づき、調査委員会（以下「委員会」という。）が行う調査及び措置に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(迅速な手続)

第2条 委員会は、調査及び措置に当たり、差別的取扱い等が当事者に与える影響の重大性に鑑み、速やかに調査及び措置を行うように努める。

(委員長の職務等)

第3条 委員長は、会議の議長となり議事を進行する。

2 委員会が規則第11条第2項の規定により委員長を選任するに当たっては、併せて委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときに、委員長の職務を行う者及びその順序を定めなければならない。

(議案)

第4条 会議の議案は、委員又は委員会を招集した相談員が提出する。

(除斥)

第5条 委員は、規則第11条第3項に規定する調査に係る案件（以下「調査案件」という。）に利害関係を有する等調査の公正を害するおそれのある事情があるときは、その調査案件についての委員会の調査、審理及び議決から除斥される。

(調査及び審理の非公開)

第6条 委員会の調査及び審理は、公開しない。ただし、委員会の許可を得た者は、調査又は審理を傍聴することができる。

(議事録等の閲覧謄写等の禁止)

第7条 委員会の議事録、調査に関する書類及び証拠物は、閲覧、謄写及び聴取をすることができない。ただし、委員会が相当の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により調査に関する書類及び証拠物を閲覧、謄写及び聴取をした者は、調査の内容で秘密にわたるものを漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第8条 委員並びに本会の役員及び職員は、委員会の調査、審理及び議決に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 第6条ただし書の規定により、調査又は審理を傍聴した者は、調査及び審理の内容で秘密にわたるものを漏らしてはならない。

(定足数)

第9条 委員会は、委員3人以上の出席がなければ議事を開き又は議決することができない。

(議決)

第10条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した委員1人以上がこれに署名押印して本会に保存する。

(資料の保管)

第12条 委員会の資料は、規則第14条第3項の規定により会長がこれを保管するものを除き、一括して編てつし、本会の事務局において保管する。

第2章 調査の開始

(立件)

第13条 委員会は、規則第9条第1項第2号の規定により相談員から招集を受けたときは、相談を調査案件として立件し、事件番号を付する。

2 本会の事務局は、前項の招集があったときは、相談の趣旨、内容、証拠等を整理して、委員会に提出する。

第3章 調査等の手続

(調査手続)

第14条 委員会の調査は、委員全員でこれを行う。ただし、委員長は、委員の1人又は数人に事実調査の一部を担当させることができる。

2 委員長が前項ただし書の規定により委員の1人又は数人に事実調査の一部を担当させる場合、そのうちの少なくとも1人は、相談者と同性の者としなければならない。

(調査)

第15条 委員会（前条第1項ただし書の規定により事実調査の一部を担当する委員がいるときは、その担当する事実調査の一部についてその者。以下本章において同じ。）は、調査に関して必要があるときは、相談者、相談者が差別的取扱い等をした加害者として指摘している者（以下「調査対象者」という。）及びその他の関係人を呼び出し、審尋することができる。

2 委員会は、調査に関して必要があるときは、調査対象者に対し、期間を定めて、証拠となる文書、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 委員会は、調査に関して必要があるときは、調査対象者の関係人その他の者に対し、陳述、説明又は文書、物若しくは電磁的記録の提出を求めることができる。

(弁明等)

第16条 委員会は、調査案件の調査に当たって、相談者、調査対象者その他の関係人に対し、弁明その他の陳述及び証拠等の提出の機会を与えなければならない。

(調査の調書)

第17条 委員会は、本章に規定する調査を行ったときは、その調査ごとに調書を作成するものとする。

(録音反訳等)

第18条 委員会は、調査において必要があるときは、審尋を録音することができる。

2 前項の規定により審尋について録音したときは、これを反訳する。反訳は、本会以外の者にこれを依頼することができる。

3 委員会が、反訳を必要としない旨を決定したときは、審尋内容について要約調書を作成するものとする。

4 録音をしないで審尋をしたときは、審尋内容について要約調書を作成するものとする。

(聴取書)

第19条 委員会は、調査の回答が電話等口頭でされたときは、聴取書を作成しなければならない。

2 聴取書は、本会の職員が作成することを妨げない。

(検証等)

第20条 委員会は、調査に関して必要があるときは、必要な場所若しくは物について実況見分し、録音し、写真を撮影し、又は周辺の聴取り（以下「検証等」という。）を実施する。

2 前項に規定する検証等は、委員会がその結果を証拠として整理する。

(調査費用)

第21条 調査のために要する費用は、事前に委員長の承認を得て、委員会の予算から支出する。

2 緊急に調査をする必要があるときは、委員は費用を立て替えることができる。

この場合においては、事後に委員会の承認を得て、清算することとする。

第4章 措置

(措置)

第22条 委員会は、調査案件について、差別的取扱い等があると認めるときは、委員会の議決に基づきこれに起因する問題の解決のための指導、助言、あっせんその他の措置を行う。

2 委員会は、調査案件について、差別的取扱い等がないと認めるとき又は措置をとることが相当でないと認めるときは、不措置の決定をする。

(措置票及び会長への報告)

第23条 委員会は、前条に規定する措置をしたとき又は不措置の決定をしたときは、速やかに、事件措置票を作成して会長に報告しなければならない。

2 事件措置票には、次の事項を記載する。

(1) 事件の表示

(2) 調査対象者の住所及び氏名(弁護士会員、準会員又は外国法事務弁護士特別会員(以下「弁護士会員等」という。)であって、職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)並びに調査対象者が弁護士会員等である場合には登録番号及び事務所の所在場所

(3) 措置の具体的内容又は不措置の決定をした旨

(4) 理由

(5) 措置の年月日

3 会長は、事件措置票に基づき、当事者に対し、前条に規定する措置又は不措置の決定について報告することができる。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成19年4月19日 日本弁護士連合会承認)

(平成19年4月27日 公示)

附 則(改正 平成22年3月2日)

第23条第2項第2号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年5月6日 日本弁護士連合会承認)

(平成22年5月26日 公示)

附 則(改正 平成27年1月28日)

第23条第2項第2号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第29号)の施行の日から施行する。

(平成28年2月18日 日本弁護士連合会承認)

(平成28年3月1日 公示)